



成年後見制度利用促進 ニュースレター

2025.3.28 発行

Vol. 38

本号掲載内容

1. 令和6年度 成年後見制度利用促進体制整備研修の全日程を終了しました
2. 都道府県交流会を開催しました
3. K-ねっと全国セミナーを開催しました
4. K-ねっとQ&A

1. 令和6年度 成年後見制度利用促進体制整備研修の全日程を終了しました

令和6年度成年後見制度利用促進体制整備研修について、以下のとおりお申込みをいただきました。

研修区分	主な対象者	受講申込者
①基礎研修	市町村担当職員及び中核機関職員	1,064名
②応用研修	市町村担当職員及び中核機関職員	483名
③都道府県担当職員・アドバイザー向け研修	都道府県担当職員、都道府県が設置する専門アドバイザー(予定者含む)・市町村から推薦のある専門職希望する市町村担当職員・中核機関職員	164名
④後見人等への意思決定支援研修	親族後見人、市民後見人、専門職後見人、中核機関職員、市町村担当職員	672名
⑤総合的な権利擁護支援策に関する研修	市町村担当職員、中核機関職員、「持続可能な権利擁護支援モデル事業」に関心のある団体等	191名

※オンライン実施のため、受講者数は受講申込者数を記載。

※専門アドバイザー（都道府県が設置する専門職のアドバイザー、都道府県アドバイザーとも言う。）

都道府県担当職員・アドバイザー向け研修の受講者アンケートからいくつかご紹介します。

都道府県職員・
体制整備アドバイザー対象

☑ 「都道府県による市町村支援」
を受講して

基本となる根拠法から講義が始まったので制度体系が理解しやすかった。宮崎県様の調査・分析の内容が参考になった。

都道府県が市町村を支援する具体的な施策や取り組みが整理されており、業務での自治体連携の重要性を再認識しました。

☑ 「地域課題解消のための
地域連携」を受講して

身近な圏域、中核機関、都道府県とそれぞれの視点から学ぶことができました。体制整備アドバイザーとして今後の関わりに役立てて参ります。

どのように地域連携を進めていけるか。地域課題を解決し、権利擁護支援を進めるためにどうつくり、どう機能させていくか考える必要があるという点が学びになりました。





意思決定支援研修担当対象

✔ 「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドラインの研修のポイント」を受講して

意思決定支援ミーティング開催にかかわる事前準備として、様々なことを学んだ。
特に、支援チームについては本人の特性に合わせて考慮することや、代弁者を置くこ
となどは、意思決定支援だけでなく対人援助の中で必要なことと感じた。

時間数に応じた研修資料の提案をしていただ
けたのが良かったです。資料を活用しても良
いということでしたので、とても助かります。

研修を行うときのポイントや進め方
について今後生かしていきたい。



次年度の研修スケジュールはニュースレターでもご案内予定です。
次年度も多くの方の受講をお待ちしています。

2. 都道府県交流会を開催しました

都道府県交流会は、成年後見制度利用促進の体制整備に関する情報交換や都道府県間の交流の場として令和4年度にスタートしました。都道府県担当職員や都道府県社会福祉協議会職員、都道府県が設置した専門アドバイザー等が全国から参加し、実践報告を基にグループワーク等で意見交換が行われています。また各地の家庭裁判所からもオブザーバー参加があります。

今回は、令和6年度第4回（令和7年2月19日）の交流会の様子をご紹介します。

都道府県機能強化推進事業について

R6年度 K-ねっとでは、都道府県機能強化推進事業を厚生労働省より受託しました。本事業は、希望する都道府県に対して、管内市町村の中核機関や権利擁護支援に関する体制整備、KPIに掲げる取組を促進するために、専門アドバイザー等を現地に派遣して、意見交換を通じた課題整理、専門的助言等を行い、都道府県の市町村支援機能を強化することを目的としています。

専門アドバイザーは、K-ねっとの専門相談員、相談事業のアドバイザーでもある弁護士、司法書士、社会福祉士、NPO職員、自治体職員、社会福祉協議会職員などのメンバーでチーム構成し希望する都道府県に派遣します。今年度は申込があった4か所の都道府県において本事業を実施しました。

事業概要としては、都道府県が、事前に県内の取組状況や現状の課題について専用の様式にて提出します。都道府県から寄せられた課題やKPIの到達状況などを派遣チームにて事前に共有後、現地を訪問し対面でヒアリングや意見交換を行う流れとなっています。現地ヒアリング後は、専門アドバイザー間で協議し、今後の取組方策についての提案書を作成して都道府県に送付、都道府県は、ヒアリングでの意見交換や提

第4回交流会 都道府県機能強化推進事業の取組報告



- ▶ 事業概要説明：
K-ねっと事務局
「都道府県機能強化推進事業について」
- ▶ 都道府県機能強化推進事業取組自治体報告：
奈良県医療・介護保険局地域包括支援課
主査 脇川 貴大氏
「奈良県における市町村支援について」

案書を受けて、今後の取組計画等を報告シートにて提出する流れです。

本年度の実施都道府県の一つである奈良県から、本事業の支援を受けてのご報告をいただきました。

「奈良県における市町村支援について」

奈良県の現状と事業への応募動機

奈良県は39市町村あり、令和5年度末時点で中核機関の整備状況は9/39市町村（約23%）と大きく遅れていました。また、令和4年度から県として市民後見人養成講座を実施しているものの、市町村での体制整備が進んでいないことから、養成した市民後見人の活躍に結び付けられない状況となっていました。

都道府県機能強化推進事業への応募動機は、主に2つありました。一つ目は中核機関の整備に向けて、特に小規模市町村から「設置のメリットが分からない」「人員や予算が足りない」といった声があり、そういった市町村に対して、体制整備についてどのように伝えたらよいかという点です。もう一つは、市民後見人の活躍に向けて、県として担い手育成方針を策定していくにあたって、どのように協議を進めたらよいかという点です。

県だけではこうした課題を抱えきれないとも感じ、本事業で具体的な助言を得ることで、取組の方向性を整理しつつ進めていきたいと考えました。

今後の市町村支援に向けた取り組み

これまで、県としては、令和5年度に全市町村に対して個別ヒアリングを実施したほか、市町村職員向けの研修や意思決定支援研修の実施、市町村職員向けの相談窓口を県社協に委託していました。また、中核機関が未設置の市町村を圏域ごとに集めて、中核機関設置検討会を実施していましたが、あまり効果が感じられませんでした。その他、市民後見人養成は、奈良市で実施している研修を県と一緒に取り組む形で対象を県全体に広げて実施しており、併せて市民後見人活用検討会などを実施してきました。

都道府県機能強化推進事業での助言を踏まえて、来年度に新たに取り組みたいこととして

は、一つ目に、市民後見人養成講座修了者名簿を県で管理することです。市民後見人については、県域で養成研修を実施しており、特に小規模市町村においては、数名の受講者の管理を行うことは事務的にも煩雑ではないかとの助言があり、市民後見人養成講座修了者名簿を県が作成・管理し、関係市町村へ情報提供していく方式にしたいと考えています。

二つ目は、中核機関設置済み市町村の情報交換会の実施です。中核機関が未設置の市町村だけでなく、中核機関を設置した市町村も、設置後に事業の実施に関する課題が出てくることが考えられるとの助言があったことを受けて検討しています。

三つ目は、中核機関が未設置の市町村への個別訪問です。未設置市町村のなかでも進捗状況は異なっており、まずは前向きに検討しているところから後押ししてみてもどうかといった助言があったため、前向きに検討している市町村を選定して個別訪問することを検討しています。

奈良県内は中核機関の設置が全国よりも遅れていたため、成年後見制度利用促進全体の取組が遅れていると感じていましたが、本事業のアドバイザーの方から、本県のこれまでの取組に対して、一定の評価をいただけたことは励みになり、同時に、制度に対する認識のズレにも気付くことができた良い機会となりました。

また、今後取り組むべき内容を短期・中長期と分けて具体的に提案いただけたことも非常に参考になりました。

今後は、まずは都道府県協議会の設置や県社会福祉協議会との協議等の取り組みを進めていきたいと考えています。



奈良県における市町村支援について	
【これまでの取組】	○市町村職員向け研修の実施 ・市町村長単立研修、意志決定支援研修
	○市町村職員向け相談窓口の設置
	○中核機関設置検討会の実施
	○市民後見人養成講座の実施 ・奈良市等、複数市町村と連携して実施
	○市民後見人活用検討会の実施
【来年度の新たな取組】	○市民後見人養成講座修了者名簿の一括管理 ・県が名簿を作成・管理（情報更新）し、関係市町村に情報提供
	○中核機関設置済み市町村の情報交換会の実施
	○未設置市町村に対する個別支援の実施（予定）

交流会の報告スライドから

3. K-ねっと全国セミナーを開催しました

令和7年2月25日（火）に、K-ねっと全国セミナー「知って、学んで、活用しよう！成年後見制度」を開催しました。ZoomウェビナーとYouTube同時配信を合わせたライブ配信にて行い、1,000名を超えるお申し込みをいただき、700アカウントを超えるご参加をいただきました。

セミナーは、広く成年後見制度に関心のある方を対象とし、一人ひとりが最後まで自分らしく生きるための備えができるよう、任意後見・補助・保佐等を含めた成年後見制度について、事例を交えて学びました。

初めに、全体のコーディネーターであるNPO法人尾張東部権利擁護支援センター長の住田敦子さんに、「成年後見制度のレシピ※」と題して、法定後見制度と任意後見制度の違いから、わかりやすく解説いただきました。※レシピ（料理の手順書を超え、「更に広く物事の秘訣」という意味ももつ）

講義①では、和歌山弁護士会の堀江佳史さんより、法定後見制度の基礎的な知識、第二期成年後見制度利用促進基本計画から、権利擁護支援の推進に向けた中核機関の役割、成年後見制度の運用改善、意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドラインについてご講義をいただきました。講義後半では、補助・保佐の類型について事例を交えてお話いただきました。

講義②では、公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート東京支部長の上山浩司さんから、任意後見制度の基礎についてわかりやすい解説と利用する際の手続きや留意点について教授いただきました。

最後に事前アンケートで多く寄せられた質問から4つのテーマ（①意思決定支援について②民法改正について③身寄りのない人の課題や対応について④報酬等費用について）を取り上げ、住田さんのコーディネートのもと、ディスカッションとまとめを行いました。

事後アンケートからは、

- ✔ 成年後見制度に関する専門用語が理解できた。
- ✔ 事前に出した質問に答えてくれたことがよかった。
- ✔ 後半のディスカッションは、講義の内容を振り返りながら、さらに制度理解を深堀りする内容で参考になった。

など、成年後見制度の学びの一助となったことが伺えました。



ご参加いただいた皆様
ありがとうございました。



K-ねっと全国セミナーチラシ

4. K-ねっとQ&A



Question01

市民後見人養成研修を広域で実施することは可能でしょうか。

Answer



可能です。
基本カリキュラムでは、都道府県等の広域開催する研修などで制度・法律関係科目に関する一般的な事項について履修した後に、市町村研修において当該市町村における事業計画やわがまちの各種取組の特徴などを補足いただく補講（2単位120分）を受けていただく記載があり、実際に、一部の地域では市町村独自の介護・福祉サービスや社会資源を知る科目等の講義や演習を、市町村が実施するなど、都道府県と市町村が連携して研修を実施している事例があります。

参考

第二期成年後見制度利用促進基本計画（抜粋） P51-52

- ・担い手の確保・育成は、広域的な地域課題としても取り組むべきものであり、市町村ごとの人口の推移や体制整備状況等を勘案した中長期的な視野に立った取組も求められている。
- ・担い手の確保・育成は、促進法第15条等に基づく都道府県による取組が必要である。具体的には、市町村における担い手の育成・活動状況や選任が進まない原因などについての情報収集・分析を行った上で、後見活動が想定される圏域を設定し、市民後見人・法人後見実施団体の育成の方針の策定や養成研修の実施など、担い手の確保・育成のしくみづくりを進めることが期待される。



Question02

市民後見人養成研修を修了した市民が、他の自治体で市民後見人として活動することはできますか。

Answer



まずは担当窓口相談・確認することが必要です。
市民後見人は、地域の社会資源やネットワークを活用するなど、地域に密着して活動します。そのような観点から、市民後見人養成研修は、自治体の実情に合わせたプログラムで開催されるものです。したがって市民後見人養成研修を他の自治体で受講した方の受け入れの考え方も自治体によって異なります。

参考

厚生労働省では、市民後見人養成研修の科目の互換性について下記の通り考え方を示しています。

科目の互換性の考え方

- 他の市町村において市民後見人養成研修を受講した方が転入してきた場合の対応として以下が考えられる。
 - ・未修了の方は、当該市町村の研修を再受講していただく。
 - ・バンク登録していた方等は、面接などによって適性を見極め、その後の対応を判断する。
- 制度・法律に関する項目など、どこの市町村で研修したとしても内容が、ある程度内容が担保される科目については、互換性を認めても良いと考えられる。

出典：成年後見制度利用促進 第168回市町村セミナー（令和5年6月30日）資料

- ・担い手の育成について（市民後見人養成研修・法人後見実施のための研修等に関する取組）
<https://www.mhlw.go.jp/content/12000000/001112982.pdf>

権利擁護支援体制全国ネット

Kねっと事務局

（運営：社会福祉法人全国社会福祉協議会）



03-3580-1755

受付時間：月曜～金曜 9:30-17:30



k-net@shakyo.or.jp

厚生労働省ホームページ 成年後見制度利用促進



厚生労働省のホームページでは次のような情報を掲載しています。

- 成年後見制度利用促進会議・専門家会議
- 基本計画・施策の実施状況等
- 資料・各種手引き等
- 成年後見制度利用促進ニュースレター
- 自治体事例紹介
- 意思決定支援に関するガイドライン等
- 通知・事務連絡等(令和3年3月以降)